



# 島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第61号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 4

## 公布された条例等のあらまし

## ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第59号）

## 1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

## ア 温泉法に基づく次の権限

温泉の成分等の掲示内容を変更すべきことを命ずること。

## イ 島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づく次の権限

(ア) 現地調査を行うこと（その他の処理施設の設置等協議に係るものに限る。(イ)から(カ)までにおいて同じ。）。

(イ) 関係市町村長に通知すること。

(ウ) 設置計画等の変更等の指導をすること。

(エ) 必要な措置をとるよう指導をすること。

(オ) (エ)の指導に従うよう勧告をすること。

(カ) (オ)に従わないときに、必要な措置をとること。

## ウ 食品衛生法に基づく次の権限

(ア) 食品等事業者からの記録の提供の受理

(イ) 検査の結果の通知の経由

(ウ) 食品等事業者に対する助言、指導その他の援助

## エ 食品衛生法施行条例に基づく次の権限

製品の回収に係る報告の受理

## オ と畜場法に基づく次の権限

(ア) 衛生管理責任者の講習会の実施

(イ) 衛生管理責任者の解任の命令

(ウ) 作業衛生責任者の講習会の実施

(エ) 作業衛生責任者の解任の命令

(オ) 検査を要しないことの認定及び疾病の有無についての検査

## カ と畜場法施行令に基づく次の権限

(ア) と畜場外への持出しの許可の付与

(イ) 厚生労働大臣が行うこととされている確認検査の実施

## キ と畜場法施行規則に基づく次の権限

(ア) と畜場の給水設備等の衛生管理に係る水質検査の結果、飲用不適となったときの指示

(イ) 獣畜の肉等の焼却に係る報告の受理

## ク 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく次の権限

(ア) 認定小規模食鳥処理業者に対する指導及び助言

(イ) 指定検査機関が食鳥検査の業務を休止したとき等の食鳥検査の業務の実施

## ケ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に基づく次の権限

(ア) 食鳥検査を受けようとする食鳥処理業者からの申請書の受理

(イ) 食鳥処理場の給水設備等の衛生管理に係る水質検査の結果、飲用不適となったときの指示

## コ 狂犬病予防法施行令に基づく次の権限

(ア) けい留されていない犬の薬殺のための毒えさである旨の表示

(イ) けい留されていない犬の薬殺のための毒えさの設置場所の巡視及び回収の指示

## サ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 第一種動物取扱業の変更の登録をした旨を届出者に通知すること。
- (イ) 第一種動物取扱業の変更の登録を拒否した旨を届出者に通知すること。
- (ウ) 第二種動物取扱業者に対して動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。
- (エ) 第二種動物取扱業者に対して勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (オ) 第二種動物取扱業者から報告を求め、又は立入検査をすること。
- (カ) 所有者から犬又は猫を引き取ること。
- (キ) 拾得者等から犬又は猫を引き取ること。
- (ク) 負傷動物等の発見者からの通報を受理すること。

シ 島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく次の権限

- (ア) けい留されていない犬を捕獲させること。
- (イ) 公示をしないで処分し、又は譲渡することが適当と認めるときに、公示し、又は市町村長に通知しないこと。
- (ウ) 飼い主からの申出を受理すること。
- (エ) 動物を譲渡するように努めること。
- (オ) けい留されていない犬を薬物を使用して捕獲を行うこと。
- (カ) 特定動物が逸走した旨の通報を受理すること。
- (キ) 犬又は特定動物による事故等の届出を受理すること。
- (ク) 犬又は特定動物による事故等を調査し、必要な措置を執ることを命じること。

ス 大気汚染防止法に基づく次の権限

- (ア) 水銀排出施設の設置又は構造等の変更に係る実施制限期間の短縮
- (イ) 水銀排出施設の設置に係る氏名の変更等の届出及び承継の届出の受理
- (ウ) 水銀排出施設の設置の届出及び水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理
- (エ) 水銀排出施設に係る計画の変更又は廃止の命令
- (オ) 水銀排出施設に係る改善又は一時停止の勧告（行政機関の長の協議を要するものを除く。）
- (カ) 水銀排出施設に係る改善又は一時停止の命令（行政機関の長の協議を要するものを除く。）

セ 大気汚染防止法施行規則に基づく次の権限

水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書の交付

ソ 土壌汚染対策法に基づく次の権限

土地の形質の変更の届出に併せて提出することができる土壌汚染状況調査の結果の受理

タ 児童福祉法に基づく次の権限

- (ア) 引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合において、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、家庭裁判所の承認を得ること。
- (イ) 引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うこと。

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のタについては、平成30年4月2日から施行することとした。

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第59号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部2の項第4号中「第113条の3第1項」を「第113条の4第1項」に改め、同部29の項第21号中「第58条の10第1項」を「第58条の11第1項」に改め、同項第22号中「第58条の12」を「第58条の13」に改め、同部48の項を次のように改める。

48 削除	
-------	--

別表保健所の部26の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 第18条第5項の規定により、掲示内容を変更すべきことを命ずること。

別表保健所の部36の項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、同項第1号中「第3章」を「第6条第1項第2号の規定による設置等協議及び第17条第1項の規定による処分協議」に、「以下この項」を「次号及び第6号」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 第7条の規定により、現地調査を行うこと（第6条第1項第2号の規定による設置等協議に係るものに限る。次号及び第3号において同じ。）。

(2) 第8条第1項の規定により、関係市町村長に通知すること。

(3) 第11条第1項の規定により、設置計画等の変更等の指導をすること。

別表保健所の部43の項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「命令」の次に「及び同条第5項の規定による検査の結果の通知の経由」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第3条第3項の規定による記録の提供の受理

別表保健所の部43の項に次の1号を加える。

(12) 第61条第1項の規定による助言、指導その他の援助

別表保健所の部46の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 別表第1の第6の1の規定による報告の受理

別表保健所の部49の項中第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、同項第5号中「及び同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「認定」の次に「及び同条第5項の規定による疾病の有無についての検査」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 第10条第2項において準用する第8条の規定による作業衛生責任者の解任の命令

別表保健所の部49の項中第2号を第5号とし、同号の前に次の2号を加える。

(3) 第8条の規定による衛生管理責任者の解任の命令

(4) 第10条第2項において準用する第7条第5項第3号の規定による作業衛生責任者の講習会の実施

別表保健所の部49の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第7条第5項第3号の規定による衛生管理責任者の講習会の実施

別表保健所の部50の項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 第5条第3項の規定による許可の条件の付与

(3) 第6条第4項の規定による確認検査

別表保健所の部50の項の次に次の1項を加える。

50の2	と畜場法施行規則	(1) 第3条第1項第7号イの規定によると畜場の給水設備等の衛生管理に係る
------	----------	---------------------------------------

(昭和28年厚生省令第44号)	水質検査の結果、飲用不適となったときの指示 (2) 第12条第3項第3号の規定による獣畜の肉等の焼却に係る報告の受理
-----------------	---

別表保健所の部51の項第4号中「第4項」を「第3項」に改め、同項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 第35条第1項の規定による指定検査機関が食鳥検査の業務を休止したとき等の食鳥検査の業務の実施

別表保健所の部51の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第16条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する指導及び助言

別表保健所の部51の項の次に次の1項を加える。

51の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）	(1) 第27条第2項の規定による食鳥検査を受けようとする食鳥処理業者からの申請書の受理 (2) 別表第3第1号へ(1)の規定による食鳥処理場の給水設備等の衛生管理に係る水質検査の結果、飲用不適となったときの指示
---	---

別表保健所の部53の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項の次に次の1項を加える。

53の2 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）	(1) 第7条第3項の規定による毒えさである旨の表示 (2) 第7条第4項の規定による毒えさの設置場所の巡視及び回収の指示
------------------------------	--

別表保健所の部54の項中第18号を第26号とし、第17号を第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

(24) 第36条第1項の規定により、通報を受理すること。

別表保健所の部54の項中第16号を第23号とし、同号の前に次の1号を加える。

(22) 第35条第3項の規定により、犬又は猫を引き取ること。

別表保健所の部54の項中第15号を第21号とし、同号の前に次の1号を加える。

(20) 第35条第1項本文の規定により、犬又は猫を引き取ること。

別表保健所の部54の項中第14号を第19号とし、第10号から第13号までを5号ずつ繰り下げ、第9号を第14号とし、同号の前に次の3号を加える。

(11) 第24条の4において準用する第23条第1項の規定により、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

(12) 第24条の4において準用する第23条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(13) 第24条の4において準用する第24条第1項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。

別表保健所の部54の項中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第14条第4項において準用する第11条第2項の規定により、第一種動物取扱業の変更の登録をした旨を届出者に通知すること。

(4) 第14条第4項において準用する第12条第2項の規定により、第一種動物取扱業の変更の登録を拒否した旨を届出者に通知すること。

別表保健所の部56の項中第14号を第22号とし、同号の前に次の2号を加える。

(20) 第21条第1項の規定により、犬又は特定動物による事故等の届出を受理すること。

(21) 第21条第2項の規定により、犬又は特定動物による事故等を調査し、必要な措置を執ることを命じること。

別表保健所の部56の項中第13号を第19号とし、第12号を第18号とし、第11号を第17号とし、同号の前に次の1号を加える。

(16) 第18条第2項の規定により、特定動物が逸走した旨の通報を受理すること。

別表保健所の部56の項中第10号を第15号とし、第9号を第14号とし、同号の前に次の2号を加える。

(12) 第16条第5項の規定により、動物を譲渡するように努めること。

(13) 第17条第1項の規定により、けい留されていない犬を薬物を使用して捕獲を行うこと。

別表保健所の部56の項中第8号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 第16条第2項ただし書の規定により、申出を受理すること。

別表保健所の部56の項中第7号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 第15条第2項の規定により、公示し、又は市町村長に通知しないこと。

別表保健所の部56の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第13条第2項の規定により、けい留されていない犬を捕獲させること。

別表保健所の部57の項第3号中「及び第18条の13第1項」を「、第18条の13第1項及び第18条の31第1項」に改め、同項第4号中「及び第18条の13第2項」を「、第18条の13第2項及び第18条の31第2項」に改め、同項中第21号を第25号とし、第20号を第24号とし、第19号を第23号とし、第18号の次に次の4号を加える。

(19) 第18条の23第1項及び第18条の24第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出並びに第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理

(20) 第18条の26の規定による水銀排出施設に係る計画の変更又は廃止の命令

(21) 第18条の29第1項の規定による水銀排出施設に係る改善又は一時停止の勧告（第27条第5項の規定による協議を要するものを除く。）

(22) 第18条の29第2項の規定による水銀排出施設に係る改善又は一時停止の命令（第27条第5項の規定による協議を要するものを除く。）

別表保健所の部58の項に次の1号を加える。

(4) 第10条の6の規定による水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書の交付

別表保健所の部61の項中第25号を第26号とし、第9号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同号を同項第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第4条第2項の規定による同条第1項の届出に併せて提出することができる土壤汚染状況調査の結果の受理

別表児童相談所の部1の項中第39号を第40号とし、第38号を第39号とし、第37号を削り、第36号を第38号とし、第35号を第37号とし、同項第34号中「徴収」の次に「（徴収額の決定に限る。）」を加え、同号を同項第36号とし、同項第33号中「第33条第6項第2号」を「第33条第8項第2号」に改め、同号を同項第35号とし、同項中第32号を第34号とし、第31号を第33号とし、第30号を第32号とし、同項第29号中「第33条第9項」を「第33条第11項」に改め、同号を同項第31号とし、同項第28号中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同号を同項第30号とし、同項第27号の次に次の2号を加える。

(28) 第33条第5項の規定により、引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合において、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、家庭裁判所の承認を得ること。

(29) 第33条第6項の規定により、引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うこと。

別表食肉衛生検査所の部1の項中第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、同項第3号中「及び同項第2号」を「、同項第2号」に改め、「許可」の次に「、同条第4項の規定による特に検査を要しないことの認定及び同条第5項の規定による疾病の有無についての検査」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 第10条第2項において準用する第8条の規定による作業衛生責任者の解任の命令

別表食肉衛生検査所の部1の項中第2号を第5号とし、同号の前に次の2号を加える。

(3) 第8条の規定による衛生管理責任者の解任の命令

(4) 第10条第2項において準用する第7条第5項第3号の規定による作業衛生責任者の講習会の実施

別表食肉衛生検査所の部1の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第7条第5項第3号の規定による衛生管理責任者の講習会の実施

別表食肉衛生検査所の部2の項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 第5条第3項の規定による許可の条件の付与

(2) 第6条第4項の規定による確認検査

別表食肉衛生検査所の部2の項の次に次の1項を加える。

2の2 と畜場法施行規則	(1) 第3条第1項第7号イの規定によると畜場の給水設備等の衛生管理に係る水質検査の結果、飲用不適となったときの指示 (2) 第12条第3項第3号の規定による獣畜の肉等の焼却に係る報告の受理
--------------	--

別表食肉衛生検査所の部3の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「命令」の次に「及び同条第5項の規定による検査の結果の通知の経由」を加え、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第3条第3項の規定による記録の提供の受理

別表食肉衛生検査所の部3の項に次の1号を加える。

(1) 第61条第1項の規定による助言、指導その他の援助

別表食肉衛生検査所の部6の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 別表第1の第6の1の規定による報告の受理

別表県土整備事務所の部13の項第22号中「第58条の10第1項」を「第58条の11第1項」に改め、同項第23号中「第58条の12」を「第58条の13」に改め、同部38の項を次のように改める。

38 削除	
-------	--

別表県土整備事務所の部51の項第4号中「第113条の3第1項」を「第113条の4第1項」に改める。

別表浜田港湾振興センターの部16の項を次のように改める。

16 削除	
-------	--

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表児童相談所の部1の項の改正規定（同項第34号の改正規定（「徴収」の次に「（徴収額の決定に限る。）」を加える部分に限る。）及び同項第37号を削る改正規定を除く。）は、平成30年4月2日から施行する。